

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等取得支援業務委託仕様書

この仕様書は、令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等取得支援業務の委託に関し、実施の要領とその範囲を定めるものである。

1 業務の目的

福祉・介護分野従事者の処遇改善等を図るため、障害福祉サービス事業所等に対し専門的知識を有する講師（社会保険労務士その他の専門的知識を有する者）により、福祉・介護職員処遇改善加算等の新規取得やより上位区分の加算取得についての研修会を実施するとともに、コールセンターの設置により電話にて相談を受け、利用促進に向けたヒアリング及び提案を行い、必要に応じて個別訪問を実施し、障害福祉サービス事業所等の人材の確保、定着及び資質の向上を支援する。

2 委託業務名

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等取得支援業務

3 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

4 対象者

吹田市が別途指定する吹田市内の障害福祉サービス事業所等のうち、希望する事業所

※令和6年3月現在 178 事業所

5 業務内容

(1) 研修会（オンライン）の実施

ア 研修の企画・立案

イ 研修資料等の準備

ウ ウェブ会議システムの運営及び研修の実施・進行管理

エ その他、研修会等の実施に必要な事項

(2) コールセンターでの相談・ヒアリング業務

ア 電話またはオンライン相談の受付

イ 専門家との調整

ウ 電話またはオンライン相談内容の記録作成

(3) 個別訪問の実施

ア 希望する事業所への個別訪問（オンラインを含む）

イ 訪問記録の作成

(4) 上記（1）～（3）までの業務の実績報告

6 研修の内容等

(1) 研修名

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進に向けた研修

(2) 研修内容

福祉・介護職員処遇改善加算等の仕組みや加算の取得方法等についての研修を実施する。

(3) 実施方法

ア オンライン（ライブ配信）にて開催

イ 上記アの研修内容を録画したものを後日配信する。

ウ 参加申し込み事業所数が一定数（個別訪問想定数25件）に届かなかった場合、追加録画配信を実施する。

(4) 日程及び回数

令和6年6月中に1回オンライン実施し、翌月中までにオンライン研修の内容を録画したものを配信する。

7 コールセンターでの相談・ヒアリング業務の内容等

(1) 内容

処遇改善加算等の新規取得等について、希望する対象事業所に対し、事業内容の説明や、相談対応（ただし、軽易なものに限る）、専門家相談につなぐための個別説明・情報収集、フォローアップなどを実施する。

(2) 実施方法

ア 処遇改善加算等の新規取得等に係る電話またはオンラインでの相談の実施

イ 本市が示す障害福祉サービス事業所等に対して電話をかけて行う、利用促進に向けたヒアリング及び提案

(3) コールセンターの設置日数

契約期間中に20日程度（1月あたり2日程度とし、1日あたり4時間とする。なお、設置の時間帯は午前9時から午後8時までの間で任意とする。）。

8 個別訪問の内容等

(1) 内容及び実施方法

コールセンターでの相談において、対象事業所から派遣の依頼があった場合は、速やかに支援希望に適切な専門的知識を有する者を選定・派遣し、対面またはオンラインにてその課題及びニーズを整理するとともに、福祉・介護職員処遇改善加算等届出に向けた適切かつ具体的支援を行う。

(2) 日程

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

(3) その他

個別訪問は1事業所あたり2回とする。（25事業所想定）

9 遵守事項

業務上知りえた内容の一切を、業務期間中はもとより、終了後においてもこれを第三者に漏らさないこと。

10 仕様書に定めのない事項については双方協議して定める。